

鳴瀬川河口を安全に航行出来るような整備に関する意見書

<要旨>

標記の件について、その現状としては漁業に従事する者あるいは釣り船等々が毎日のように危うい出入りを行っている状況にあり、今般、旧鳴瀬町で2人東松島市になって1人、計3人目の尊い犠牲者が出ています。

今までにも事故頻発により尊い生命が失われていることから、一日でも早い安全対策が必要です。

<理由>

もともと鳴瀬川河口は浅く、そこへ砂が堆積し始めました。その原因は石巻工業港の建設により矢本方面の砂が鳴瀬に移動したものと考えられ、ますますその量は増えつつある現状です。工業港のできるまでは野蒜海岸の堤防近くまで波がきておりました。しかし、現在では堤防から海岸まで100mに亘って砂が堆積している状況です。その結果、河口が浅くなり過去7年間で、3名の尊い人命が失われています。

この現状は、更なる事故頻発が予想され、一日も放置することは出来ません。従いまして、早期に河口を改修し漁業に従事する者等々の安全を確保するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月30日

宮城県東松島市議会議長 三 浦 昇

内閣総理大臣

国土交通大臣 宛

宮城県知事